

第2号議案

茨城県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「その会議を招集する暇がない」を「教育長において教育委員会の会議（以下「会議」という。）に付議すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める」に、「その会議が」を「会議が」に改め、同条第2項中「教育委員会の」を削る。

第3条第2項中「教育委員会の」を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和5年5月25日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

教育委員会の権限に属する事務を教育長に専決させる要件の明確化を図るため、関係規定について所要の改正をするもの。

茨城県教育委員会事務専決規程新旧対照表

改正案	現行
<p>第2条 教育委員会は、<u>教育長において教育委員会の会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）に付議すべき事件について特に緊急を要するため<u>会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき</u>、又は<u> 会議</u>が成立しないときは、次条に規定する場合を除くほか、茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条第2号及び第4号から第13号までに掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃並びに教育長の営利企業等の従事の許可については、軽易なものに限る。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した事務については、次の<u> 会議</u>において報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>第3条 教育委員会は、規則第2条第14号から第27号までに掲げる事務（当該事務に関する告示及び公告をすることを含む。）、国又は県の行う重要な褒賞についての推薦及び次の各号に掲げる職員以外の職員の任免その他の人事（懲戒処分及び分限免職処分を除く。）を行うことについて、教育長に常時専決させるものとする。</p> <p>(1) 部長、参事、本庁の課長、教育事務所長、学校以外の教育機関の長及びこれらの職に相当する職層の職員</p> <p>(2) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び前号に規定する本庁の課長の職に相当する職層の職員</p> <p>(3) 市町村立学校の校長</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、必要と認めるものについては、次の<u> 会議</u>において報告しなければならない。</p>	<p>第2条 教育委員会は、<u>その会議を招集する暇がない</u> <u> </u> <u> </u>とき、又は<u>その会議</u>が成立しないときは、次条に規定する場合を除くほか、茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第2条第2号及び第4号から第13号までに掲げる事務を教育長に専決させるものとする。ただし、教育委員会規則の制定及び改廃並びに教育長の営利企業等の従事の許可については、軽易なものに限る。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した事務については、次の<u>教育委員会の会議</u>において報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>第3条 教育委員会は、規則第2条第14号から第27号までに掲げる事務（当該事務に関する告示及び公告をすることを含む。）、国又は県の行う重要な褒賞についての推薦及び次の各号に掲げる職員以外の職員の任免その他の人事（懲戒処分及び分限免職処分を除く。）を行うことについて、教育長に常時専決させるものとする。</p> <p>(1) 部長、参事、本庁の課長、教育事務所長、学校以外の教育機関の長及びこれらの職に相当する職層の職員</p> <p>(2) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び前号に規定する本庁の課長の職に相当する職層の職員</p> <p>(3) 市町村立学校の校長</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、必要と認めるものについては、次の<u>教育委員会の会議</u>において報告しなければならない。</p>

第3号議案

茨城県教育庁等事務専決規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁等事務専決規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「とする。」を「とする（第1号に掲げるものにあつては、課長（課内室長を含む。）に限る。）。」に改め、同項中第12号を第13号とし、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第68条の規定による漏えい等の報告及び通知

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和5年5月25日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、新たに生じた事務について、課長（課内室長を含む。）の専決事項とするもの

茨城県教育庁等事務専決規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(課長等の専決事項)</p> <p>第15条 課長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課長(課内室長を含む。)及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に関する次の各号に掲げるものを専決するものとする。<u>(第1号に掲げるものにあつては、課長(課内室長を含む。)に限る。)</u></p> <p>(1) <u>第68条の規定による漏えい等の報告及び通知</u></p> <p>(2) <u>第70条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求</u></p> <p>(3) <u>第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成</u></p> <p>(4) <u>第77条第1項の規定により提出された開示請求書の受理</u></p> <p>(5) <u>第82条の規定による開示又は不開示の決定及びその通知</u></p> <p>(6) <u>第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送の決定及びその通知</u></p> <p>(7) <u>第86条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等</u></p> <p>(8) <u>第91条第1項の規定により提出された訂正請求書の受理</u></p> <p>(9) <u>第93条の規定による訂正又は不訂正の決定及びその通知</u></p> <p>(10) <u>第94条第2項、第95条、第102条第2項及び第103条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知</u></p> <p>(11) <u>第97条の規定による提供先への通知</u></p> <p>(12) <u>第99条第1項の規定により提出された利用停止請求書の受理</u></p> <p>(13) <u>第101条の規定による利用停止又は利用不停止の決定及びその通知</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(課長等の専決事項)</p> <p>第15条 課長は、教育長が常時専決しうる事務のうち、次の各号に掲げるものを専決するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 課長(課内室長を含む。)及び教育事務所長並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に関する次の各号に掲げるものを専決するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(1) <u>第70条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求</u></p> <p>(2) <u>第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成</u></p> <p>(3) <u>第77条第1項の規定により提出された開示請求書の受理</u></p> <p>(4) <u>第82条の規定による開示又は不開示の決定及びその通知</u></p> <p>(5) <u>第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送の決定及びその通知</u></p> <p>(6) <u>第86条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等</u></p> <p>(7) <u>第91条第1項の規定により提出された訂正請求書の受理</u></p> <p>(8) <u>第93条の規定による訂正又は不訂正の決定及びその通知</u></p> <p>(9) <u>第94条第2項、第95条、第102条第2項及び第103条の規定による決定期間の延長の決定及びその通知</u></p> <p>(10) <u>第97条の規定による提供先への通知</u></p> <p>(11) <u>第99条第1項の規定により提出された利用停止請求書の受理</u></p> <p>(12) <u>第101条の規定による利用停止又は利用不停止の決定及びその通知</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>

茨城県教育庁等事務専決規程の一部改正について

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、新たに生じた事務について、課長（課内室長を含む。）の専決事項とするもの

2 改正の内容

課長（課内室長を含む。）の専決事項として、次の事務を追加する（第15条第3項関係）。
「個人情報の保護に関する法律第68条の規定による漏えい等の報告及び通知」

3 施行日

公布の日

第4号議案

令和6年度使用県立高等学校、県立中等教育学校（後期課程）及び
県立特別支援学校（高等部）の教科用図書の採択方針について

令和6年度に県立高等学校、県立中等教育学校（後期課程）及び県立特別支援学校（高等部）で使用する教科用図書は、下記の方針により採択するものとする。

記

- 1 本県教育の目標の具現化を目指して採択に当たること。
- 2 各学校の教育課程並びに生徒の実態に即するものとする。
- 3 各学校における教育上の種々の条件を考慮し、教科用図書の内容を十分に検討して適正を期すること。
- 4 学習内容の系統性を尊重して、継続的、発展的に学習できるように配慮すること。
- 5 採択に当たっては、公正確保に特に留意すること。

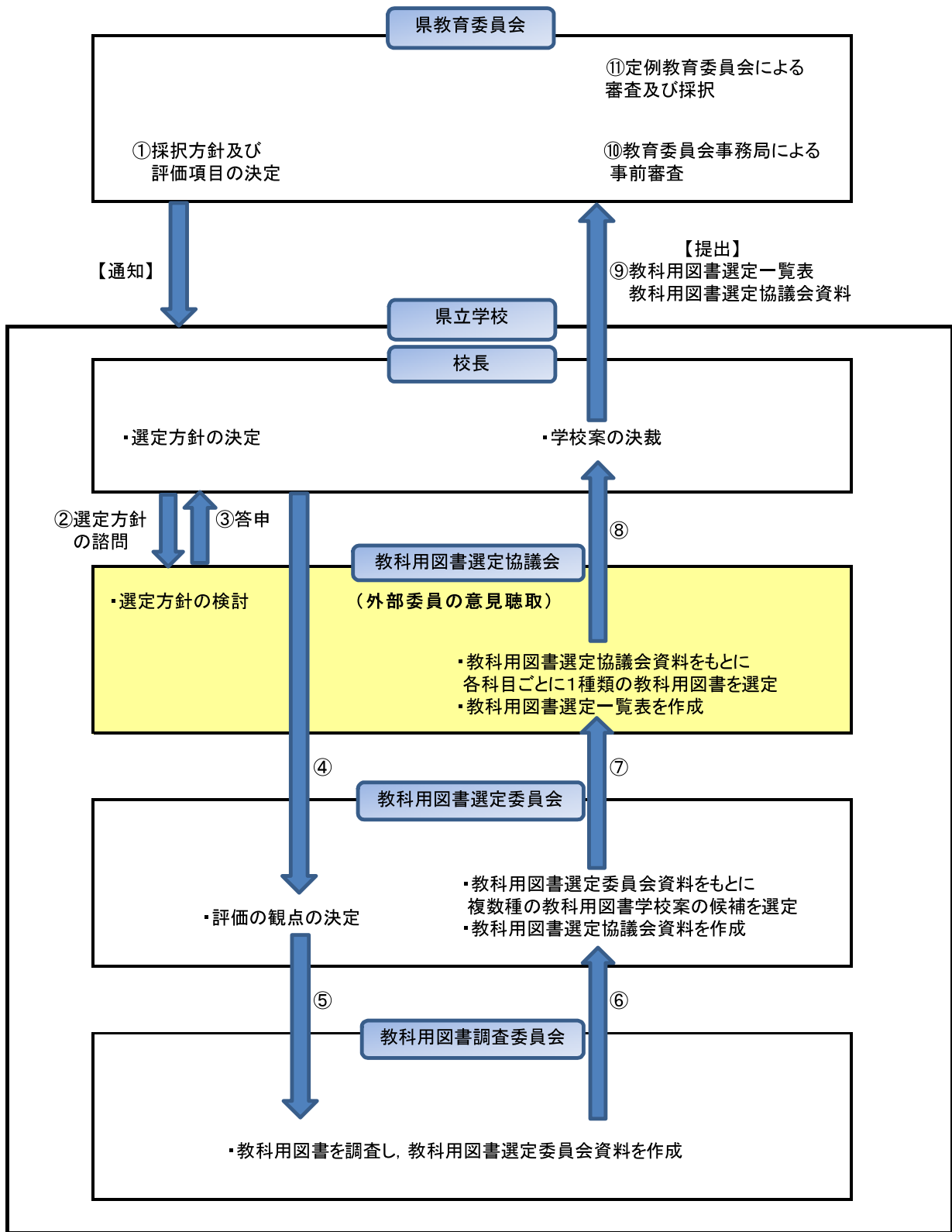
令和5年5月25日提出

茨城県教育委員会教育長 森作 宜民

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、県教育委員会が県立高等学校、県立中等教育学校（後期課程）及び県立特別支援学校（高等部）で使用する教科用図書を採択するための方針を決定しようとするものである。

教科用図書採択の流れ



①～⑪は作業手順を示す番号である。また、「茨城県立学校教科用図書選定の手引」を随時活用する。

上記太枠は、採択方針決定後の各学校における選定の流れ。

令和 5 年 5 月 25 日

高 校 教 育 課

県立学校における教科書の採択について

1 教科書の使用義務

○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 34 条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）

又は、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）を使用しなければならない。

※中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校は、同法における各学校の章の準用規定により準用。

2 教科書の採択権限

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

〈市町村立小・中学校〉・・・市町村教育委員会

〈県立学校〉……………県教育委員会

3 教科書の採択について

〈県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校、及び県立中等教育学校の場合〉

○県立中学校、県立中等教育学校(前期課程)については、学校ごとに採択を行う。

※義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 3 項による。

○県立高等学校、県立特別支援学校についても、学校ごとに採択を行う。

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎			◎			
		採択			△	△			△		
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと，高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。